

# コロナ関連「月次支援金」のご案内

## (農家の方も対象となります)

緊急事態宣言等に伴い、農家の2021年4月・5月・6月それぞれの月において、売上が2019年比または2020年比で50%以上減少された方が対象となる支援金です。

申請に関しましては、登録確認機関による申請内容の確認を受けた上で、WEBにて申請をしていただきます。

J A粕屋においても、登録確認機関（農業のみ）として受付致します。

※福岡県においては5月に緊急事態宣言が発令されましたので、5月・6月が対象月となります。  
4月については、緊急事態宣言が発令された都府県(東京・愛知・大阪等)へ出荷販売された方が対象月となります。

(1) 申請期間 4月・5月分 令和3年6月16日～令和3年8月15日まで  
6月分 令和3年7月 1日～令和3年8月31日まで

(2) 給付金額 個人：上限 **10万円/月**、法人：**20万円/月**

給付額：2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上

※2021年4月・5月・6月の各月の売上と、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により売上が50%以上減少した月

(3) 必要書類

- ① 本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）
- ② 2019年・2020年の収受日付印の付いた確定申告書類の控え
- ③ 2019年1月から・2021年対象月までの各帳簿(売上台帳等)
- ④ 2019年1月以降の取引を記録している通帳
- ⑤ 宣誓・同意書（WEBサイトよりダウンロード 【月次支援金で検索】）
- ⑥ 保存書類とし取引先情報（販売先が緊急事態宣言の影響を受けたことを示す書類）

※WEB申請が困難な方におかれましては申請サポート会場が準備される予定です。

※緊急事態宣言の発令に伴う直接的な影響を受けていなければ、申請対象にはなりませんので、ご注意ください。

※申請される場合、月次支援金ホームページより、申請IDを発番してもらった後に、登録確認機関の事前確認が必要となります。

月次支援金 相談窓口

0120-211-240 【IP電話専用回線】03-6629-0479

**申請を希望される方は、下記へご相談ください。**

営農企画課 938-2544

南部プラザ935-2120

中部プラザ 938-4847

北部プラザ943-3031